

# 第 1 5 回健康投資WG 事務局説明資料 (健康経営優良法人2018認定の 評価項目について)

平成 2 9 年 8 月 2 8 日

経済産業省 商務・サービスグループ

# 現行の認定基準（中小規模法人部門）

- 健康経営優良法人2017（中小規模法人部門）の認定基準は以下のとおり。

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件
1. 経営理念(経営者の自覚)			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	必須
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置	必須
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)	左記①～④のうち2項目以上
			②受診勧奨の取り組み	
			③ストレスチェックの実施	
		対策の検討	④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)	
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は一般社員に対する教育機会の設定	左記⑤～⑦のうち少なくとも1項目
		ワークライフバランス(過重労働の防止)	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み	
		職場の活性化(メンタルヘルス不調の防止)	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	
	従業員の心と身体への健康づくりに向けた具体的対策	保健指導	⑧保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供	左記⑧～⑭のうち3項目以上
		健康増進・生活習慣病予防対策	⑨食生活の改善に向けた取り組み	
			⑩運動機会の増進に向けた取り組み	
⑪受動喫煙対策				
感染症予防対策		⑫従業員の感染症予防に向けた取り組み		
過重労働対策		⑬長時間労働者への対応に関する取り組み		
メンタルヘルス対策	⑭不調者への対応に関する取り組み			
4. 評価・改善		保険者との連携	(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供	必須
5. 法令遵守・リスクマネジメント			従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと(自主申告)	必須

# 現行の認定基準（大規模法人部門）

- 健康経営優良法人2017（大規模法人部門）の認定基準は以下のとおり。

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件
1. 経営理念(経営者の自覚)			健康宣言の社内外への発信	必須
2. 組織体制			健康づくり責任者が役員以上	必須
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	①定期健診受診率	左記①～⑭のうち11項目以上
			②受診勧奨の取り組み	
			③ストレスチェックの実施	
	対策の検討	④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)		
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は一般社員に対する教育機会の設定	
		ワークライフバランス	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み	
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	
	従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策	保健指導	⑧保健指導の実施及び特定保健指導実施機会の提供	
		健康増進・生活習慣病予防対策	⑨食生活の改善に向けた取り組み	
			⑩運動機会の増進に向けた取り組み	
			⑪受動喫煙対策	
感染症予防対策		⑫従業員の感染症予防に向けた取り組み		
過重労働対策		⑬長時間労働者への対応に関する取り組み		
メンタルヘルス対策	⑭不調者への対応に関する取り組み			
取組の質の確保	専門資格者の関与	産業医又は保健師が健康保持・増進の立案・検討に関与	必須	
4. 評価・改善	取組の効果検証	健康保持・増進を目的とした導入施策への効果検証を実施	必須	
	保険者との連携	健保等保険者と連携		
5. 法令遵守・リスクマネジメント			従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと(自主申告)	必須

- 「健康経営優良法人2018」認定に向けた評価項目等の見直しについての基本的な考え方は以下のとおりとしたい。
- なお、「受動喫煙対策」は事業者の努力義務であるものの、必須項目とすべきという御意見をいただいている。

## <見直しに係る基本的な考え方>

- ・従業員の健康管理に関する法令により「事業者及び保険者の義務」とされているもの ⇒ **必須項目とする方向で検討**
- ・従業員の健康管理に関する法令により「事業者の努力義務」とされているもの ⇒ **現状どおり**
- ・働き方改革実行計画に記載されている健康経営に関連する事項 ⇒ **関係法令改正の動向を注視しつつ、今回の見直しで評価項目に反映できるものは検討**

## <評価項目と法令上の義務等の整理>

	事業者	保険者	労働者
義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期健診の実施（労安法※2）</li> <li>・ストレスチェックの実施【50人以上の事業場】（労安法）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診・特定保健指導の実施（高確法※3）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期健診の受診（労安法）</li> </ul>
努力義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健指導の実施（労安法）</li> <li>・ストレスチェックの実施【50人未満の事業場】（労安法）</li> <li>・受動喫煙対策（労安法）</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健指導を利用した健康の保持（労安法）</li> </ul>

※1. ストレスチェック及び特定保健指導については、労働者の受診や利用義務の規定は設けられていない。

※2. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

※3. 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

- 健康投資WGや働き方改革実行計画等の議論を踏まえた評価項目の見直し案は以下のとおり。

## 【必須項目の追加】

- ①「特定健康診査・特定保健指導の実施（保険者の義務）」を、小項目「保険者との連携」に追加。
- ②「定期健康診断の実施（事業者の義務）」及び「ストレスチェックの実施（事業者の義務、50名以上の事業場）」を、大項目「法令遵守・リスクマネジメント」に追加。

（例：中小規模法人部門認定基準（案））

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件
4. 評価・改善		保険者との連携	保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施	必須
			(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供	
5. 法令遵守・リスクマネジメント			<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期健診を実施していること（自己申告）</li> <li>・50人以上の事業場におけるストレスチェックを実施していること（自己申告）</li> <li>・その他、従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと(自主申告)</li> </ul>	必須

## 【評価項目の追加】

- ・「病気の治療と仕事の両立」を、中項目「健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲージメント」に追加

（例：中小規模法人部門認定基準（案））

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件
3. 制度・施策 実行	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲージメント	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は一般社員に対する教育機会の設定	左記⑤～⑧のうち少なくとも1項目
		ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み	
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	
		病気の治療と仕事の両立支援	⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑩以外)	

- 評価項目の追加を踏まえ、前回WGにおいてお示した論点は以下のとおり。
- 論点①及び②の「認定要件」については事務局案で進めることにしたい。

## <論点>

### ①中小規模法人部門について

→「病気の治療と仕事の両立」は、健康経営を進める上でも重要な項目と考えられるが、中小規模法人の取組状況は把握出来ていない。

→よって、今回の見直しにより「病気の治療と仕事の両立」を評価項目に追加するものの、中項目「健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント」の**認定要件は現行のまま（3つのうち少なくとも1項目）としたい。**（※今後、当該評価項目に係る取組状況等の把握を行い、認定要件の検討を行う。）

（中小規模法人部門認定基準（案））

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件
3. 制度・施策 実行	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は一般社員に対する教育機会の設定	論点① 左記⑤～⑧のうち 少なくとも1項目
		ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み	
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	
		病気の治療と仕事の両立支援	⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑤以外)	

### ②大規模法人部門について

→「病気の治療と仕事の両立」は中小規模法人と同様、重要な項目であり、健康経営度調査の結果を踏まえても、取組が困難な項目ではないと考えられる。

→よって、今回の見直しにより「病気の治療と仕事の両立」を評価項目に追加した上で、**認定要件も「15項目のうち12項目以上」に変更したい。**（※従前の認定要件は、14項目のうち11項目以上）

### ③その他、見直すべき評価項目の有無

# 評価項目の見直しに係る御意見を踏まえた見直しについて①

- 前回いただいた御意見を踏まえた見直しの方針は以下のとおり。

## 【必須項目の追加に関連する御意見に対する見直しの方針】

- ① 今後、評価項目の「5. 法令遵守・リスクマネジメント」の一つとして必須項目とする「保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施」と、事業者側の取組である既存の「⑧保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供（選択項目）」はセットで適合とした方が分かりやすいのではないかと。

必須項目と選択項目を合わせて適否を判断すると、当該選択項目は、事実上、“必須項目”となるため、「保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供」は選択項目のままとし、必須項目と選択項目はそれぞれで評価することとしたい。

## 評価項目の見直しに係る御意見を踏まえた見直しについて②

【中小規模法人及び大規模法人に共通した御意見に対する見直しの方針】

- ②選択項目である「⑪受動喫煙対策」は、法律上、義務ではないものの、健康経営の観点からは必須項目とすべきではないか。

必須項目とする。ただし、「健康経営優良法人2018」の認定は、基本的に2017年の実施状況をもとに認定を行うものであるため、本評価項目については、2019年に実施する認定（「健康経営優良法人2019」）から必須項目にすることとし、その旨を認定基準に明記する。

- ③評価項目「④健康増進と過重労働対策の目標設定」については、健康増進と過重労働対策の目標は似て非なる計画であるため評価項目を分離すべきではないか。

現状、当該項目は労働環境や健康課題の改善に向けた目標（計画）の設定の有無を評価することとしているため、今回の見直しでは現状のままとしたい。なお、当該項目については、健康経営度調査の結果や個別企業の取り組み状況等を踏まえつつ、引き続き検討を行う。

- ④他の制度への発展性等の観点から個社毎に適合とされた評価項目を公開するような制度設計が必要ではないか。

個社において適合とされた評価項目の公開については、引き続き検討を行い、「健康経営優良法人2018」の申請開始時まで結論を得る（次回WGにて議論）。



## 評価項目の見直しに係る御意見を踏まえた見直しについて③

【中小規模法人及び大規模法人に共通した御意見に対する見直しの方針】（続き）

⑤ 来年2月に予定している「健康経営優良法人2018」の認定は、基本的には今年を取組を評価する。今急にハードルを上げると乖離が発生するのではないか。

➡ 御意見を踏まえ、受動喫煙対策については、「健康経営優良法人2019」の認定から必須項目にすることとし、その旨を認定基準に明記する。

⑥ 将来的には、選択項目を全てクリアすることで健康経営優良法人になるということを予告すべきではないか。

➡ 将来的に現行の選択項目を全て必須項目とすることの是非やタイミング等について、引き続き検討を行う。

# 評価項目の見直しに係る御意見を踏まえた見直しについて④

【主に大規模法人の評価項目についての御意見に対する見直しの方針】

⑦選択項目である「①定期健診受診率」「⑨食生活改善」「⑪受動喫煙対策」は重要項目。  
認定要件が15分の12という設定の考え方や当該項目を選択項目のママにするのか必須項目とするのかは極めて重要な論点であるため議論すべきではないか。

→ 大規模法人部門の「①定期健診受診率」については、受診率100%が要件であることを明記する。また、「⑨食生活改善」については、健康経営度調査の結果や個別企業の取り組み状況等を踏まえつつ、引き続き検討を行う。

⑧大企業ほど経営陣の健診受診及び健康への取り組みをしっかりと評価すべきではないか。

→ 健康経営度調査の結果や個別企業の取り組み状況等を踏まえつつ、引き続き検討を行う。

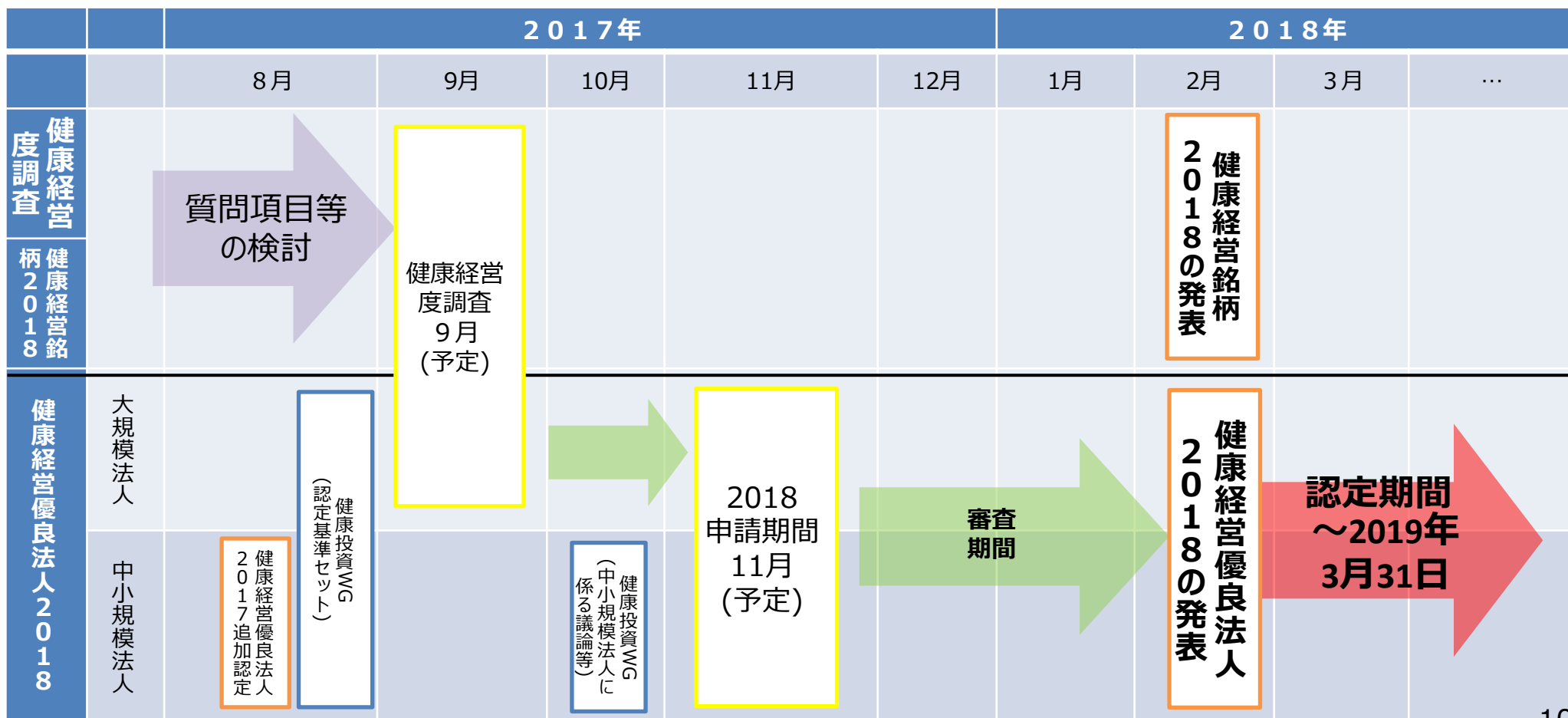
⑨社外の発信に投資家向けの発信などの評価項目あるいは要件を記載するなど検討すべきではないか。

→ 評価項目1. の「健康宣言の社内外への発信」に例示を追加する。

# 評価項目の見直しの結果

- 御意見を踏まえた認定基準は次ページのとおり。
- 大規模法人部門の認定基準については、本年9月に予定している健康経営度調査に添付し、中小規模法人部門についても同時期に経産省HP等において公開する。

## ＜今後のスケジュール＞



# 健康経営優良法人2018(中小規模法人部門)の認定基準 (案)

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件
1. 経営理念(経営者の自覚)			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	必須
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置	必須
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)	左記①～④のうち2項目以上
			②受診勧奨の取り組み	
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	
		④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定		
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は一般社員に対する教育機会の設定	左記⑤～⑧のうち少なくとも1項目
		ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み	
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	
		病気の治療と仕事の両立支援	⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑩以外)	
	従業員の心と身体への健康づくりに向けた具体的対策	保健指導	⑨保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	左記⑨～⑮のうち3項目以上
		健康増進・生活習慣病予防対策	⑩食生活の改善に向けた取り組み	
⑪運動機会の増進に向けた取り組み				
⑫受動喫煙対策に関する取り組み (※「健康経営優良法人2019」の認定基準では必須項目とする)				
感染症予防対策		⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み		
過重労働対策		⑭長時間労働者への対応に関する取り組み		
メンタルヘルス対策	⑮不調者への対応に関する取り組み			
4. 評価・改善	保険者へのデータ提供(保険者との連携)	(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供	必須	
5. 法令遵守・リスクマネジメント		<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期健診を実施していること(自己申告)</li> <li>・保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施(自己申告)</li> <li>・50人以上の事業場におけるストレスチェックを実施していること(自己申告)</li> <li>・その他、従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと(自主申告)</li> </ul>	必須	

# 健康経営優良法人2018(大規模法人部門)の認定基準 (案)

認定要件①：健康経営度調査の結果が、回答法人全体の上位50%以内であること

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件②	
1. 経営理念(経営者の自覚)			健康宣言の社内外への発信 (アニュアルレポートや統合報告書等での発信)	必須	
2. 組織体制		経営層の体制	健康づくり責任者が役員以上	必須	
		保険者との連携	健保等保険者と連携		
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	①定期健診受診率 (実質100%)	左記①～⑮のうち12項目以上	
			②受診勧奨の取り組み		
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施		
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	対策の検討	④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定		
			ヘルスリテラシーの向上		⑤管理職又は一般社員に対する教育機会の設定
			ワークライフバランスの推進		⑥適切な働き方実現に向けた取り組み
			職場の活性化		⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み
	従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策	病気の治療と仕事の両立支援	⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑮以外)		
			保健指導		⑨保健指導の実施及び特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み
			健康増進・生活習慣病予防対策		⑩食生活の改善に向けた取り組み
					⑪運動機会の増進に向けた取り組み
					⑫受動喫煙対策に関する取り組み (※「健康経営優良法人2019」の認定基準では必須項目とする)
感染症予防対策			⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み		
過重労働対策			⑭長時間労働者への対応に関する取り組み		
メンタルヘルス対策	⑮不調者への対応に関する取り組み				
取組の質の確保	専門資格者の関与	産業医又は保健師が健康保持・増進の立案・検討に関与	必須		
4. 評価・改善	取組の効果検証	健康保持・増進を目的とした導入施策への効果検証を実施	必須		
5. 法令遵守・リスクマネジメント		<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期健診を実施していること(自己申告)</li> <li>・健保等保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施 (自己申告)</li> <li>・50人以上の事業場におけるストレスチェックを実施していること(自己申告)</li> <li>・その他、従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと(自主申告)</li> </ul>	必須		

# 健康経営優良法人2019に向けた評価項目の見直し方針

- 健康経営の裾野の拡大及び質の向上の観点から、引き続き、健康経営優良法人の評価項目については、柔軟に見直しを行っていく。
- 具体的には、「受動喫煙対策に関する取組」を必須項目とすることをはじめ、今回のWGにおいて引き続き検討するとした評価項目や保健指導などの取組に係る実施率の設定等の検討等を行っていく予定。

## ＜健康経営優良法人2019に向けた評価項目の見直し＞

- 大規模法人部門及び中小規模法人部門について、「受動喫煙対策に関する取組」は必須項目とする。
- 大規模法人部門については、健康経営の質の向上の観点から、平成29年度健康経営度調査において、生活習慣病予備群者への保健指導等の実施率（対象者に対する実施率や参加率等）を問う設問を設定したことを踏まえ、当該設問に該当する評価項目については、適合を判断するために一定の実施率を設定することを検討する。等